



第一節の二 図書館（第二条一第五条）

第二節 総合教育センター（第六条一第八条）

第三節 削除

第四節 子どもと親のサポートセンター（第十三条一第十五条）

第五節 総合スポーツセンター（第十六条一第十八条）

第五節の二 国際総合水泳場（第十八条の二一第十八条の四）

第六節 博物館（第十九条一第二十一条の二）

第六節の二 青少年自然の家（第二十一条の三一第二十一条の五）

第七節 削除

第三章 職員（第二十五条）

第四章 補則（第二十六条）

附則

第一章 設置

（設置）

第一条 この条例により設置される教育機関は、次のとおりとする。

さわやかちば県民プラザ

図書館

総合教育センター

子どもと親のサポートセンター

総合スポーツセンター

国際総合水泳場

博物館

青少年自然の家

一部改正〔昭和三三年条例三号・三六年一〇号・三八年七号・四〇年一九号・四三年一二号・四五年三号・二六号・四八年一四号・五〇年三二号・五四年三八号・五五年一六号・五七年一五号・五九年一〇号・平成二年一五号・七年二七号・八年一〇号・一一年二〇号・一三年二〇号・一四年二五号・一五年三四号・一八年二七号・令和二年四三号〕

第二章 各教育機関及び業務

第一節 さわやかちば県民プラザ

追加〔平成一八年条例二七号〕

（目的）

第一条の二 さわやかちば県民プラザは、県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資することを目的とする。

追加〔平成一八年条例二七号〕

（名称及び位置）

第一条の三 さわやかちば県民プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称

位置

さわやかちば県民プラザ

柏市

追加〔平成一八年条例二七号〕

（業務）

第一条の四 さわやかちば県民プラザは、次に掲げる事業を行う。

- 一 生涯学習に係る活動及び芸術その他の文化に係る活動（以下「生涯学習活動等」という。）のための施設の提供に関する事。
  - 二 生涯学習活動等に関する情報の提供に関する事。
  - 三 生涯学習活動等に関する講座、研修会等の開催に関する事。
  - 四 生涯学習に係る相談に関する事。
  - 五 生涯学習の振興に資するための調査及び研究に関する事。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、さわやかちば県民プラザの目的を達成するために必要な事業
- 追加〔平成一八年条例二七号〕

## 第一節の二 図書館

一部改正〔平成一八年条例二七号〕

(目的)

第二条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

一部改正〔昭和四五年条例二六号〕

(名称及び位置)

第三条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立中央図書館	千葉市
千葉県立西部図書館	松戸市
千葉県立東部図書館	旭市

一部改正〔昭和六二年条例一〇号・平成一〇年三二号〕

(業務)

第四条 図書館は、図書館法第三条各号に掲げる業務を行う。

一部改正〔昭和四五年条例二六号・六二年一〇号〕

(図書館協議会)

第五条 図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 前項の委員の定数は、十人以内とする。

4 第二項の委員の任期は二年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前三項に定めるもののほか、図書館協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、千葉県教育委員会が定める。

一部改正〔昭和四五年条例二六号・平成二四年三三号〕

## 第二節 総合教育センター

全部改正〔昭和五九年条例一一号〕

(目的)

第六条 総合教育センターは、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに、県民に対し、教育に関する奉仕を行うことにより、千葉県の教育の振興に資することを目的とする。

全部改正〔昭和三六年条例一〇号〕、一部改正〔昭和四三年条例一二号・五九年一一号〕

(名称及び位置)

第七条 総合教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県総合教育センター	千葉市

全部改正〔昭和三六年条例一〇号〕、一部改正〔昭和五九年条例一一号〕

(業務)

第八条 総合教育センターは、次に掲げる事業を行う。

一 教育に関する基礎的かつ実際的な調査研究に関すること。

二 教育関係職員の資質向上のための研修に関すること。

三 教育に関する資料及び情報の収集、作成及び利用に関すること。

四 特別支援教育（特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対する教育をいう。第十五条第一号において同じ。）の振興に資するための調査研究、研修及び教育相談に関すること。

五 情報教育の振興に資するための調査研究、研修並びに教材の収集、製作及び利用に関すること。

六 視聴覚教育の振興に資するための調査研究、研修並びに教材の収集、制作及び利用に関すること。

七 教育関係職員の研究に対する指導、助言及び援助に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、総合教育センターの目的を達成するために必要な事業

全部改正〔昭和三六年条例一〇号〕、一部改正〔昭和四三年条例一二号・四五年三号・五  
九年一一号・平成二年一五号・一四年二五号・一五年三四号・一九年二八号〕

### 第三節 削除

〔平成一五年条例三四号〕

第九条から第十二条まで 削除

〔平成一五年条例三四号〕

### 第四節 子どもと親のサポートセンター

全部改正〔平成一四年条例二五号〕

(目的)

第十三条 子どもと親のサポートセンターは、児童生徒等の社会性の育成等（社会的な資質及び能力の育成並びに良好な成育環境の形成をいう。以下この節において同じ。）に関し、児童生徒等及びその保護者に対する支援、児童生徒等の育成に携わるものに対する支援等を行うことにより、児童生徒等の健全な成長に資することを目的とする。

全部改正〔平成一四年条例二五号〕

(名称及び位置)

第十四条 子どもと親のサポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県子どもと親のサポートセンター	千葉市

全部改正〔平成一四年条例二五号〕

(業務)

第十五条 子どもと親のサポートセンターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 児童生徒等及びその保護者に対する教育相談（特別支援教育に係るものを除く。）に関すること。
- 二 児童生徒等に対する集団での宿泊体験の実施その他の児童生徒等の社会性の育成等に資する支援プログラムの実施に関すること。
- 三 学校（これに準ずる施設を含む。）に対する児童生徒等の社会性の育成等に資する支援プログラムの提供その他の児童生徒等の社会性の育成等に資する取組についての支援に関すること。
- 四 教育関係職員に対する児童生徒等の社会性の育成等に関する研修に関すること。
- 五 児童生徒等の社会性の育成等に資する取組を行う関係者間の連携の推進に関すること。
- 六 児童生徒等の社会性の育成等に関する調査研究に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、子どもと親のサポートセンターの目的を達成するために必要な事業

全部改正〔平成一四年条例二五号〕、一部改正〔平成一五年条例三四号〕

### 第五節 総合スポーツセンター

全部改正〔平成一五年条例三四号〕

(目的)

第十六条 総合スポーツセンターは、県民の健康及び体力並びに競技力に関し、スポーツ科学に基づき相談及び指導を行うとともに、体育（スポーツを含む。以下同じ。）に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の健康及び体力の保持増進並びにスポーツ選手の育成及び強化を図り、もつて体育の普及及び振興並びに県民の体位向上及び文化の発展に資することを目的とする。

全部改正〔平成一五年条例三四号〕

(名称及び位置)

第十七条 総合スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県総合スポーツセンター	千葉市

一部改正〔平成一五年条例三四号〕

(分場)

第十七条の二 総合スポーツセンターに分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県総合スポーツセンター東総運動場	旭市
追加〔平成一三年条例三六号〕、一部改正〔平成一五年条例三四号・一七年四九号〕	

(業務)

第十八条 総合スポーツセンターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 体力等の測定並びにこれに基づく相談及び指導に関すること。
- 二 体育の指導者に対するスポーツ科学についての研修に関すること。
- 三 総合スポーツセンターにおける体力等の測定結果に基づく調査研究及びその成果の提供に関すること。
- 四 次に掲げる施設の維持、管理及び使用並びに利用者に対する技術指導に関すること。

イ 千葉県総合スポーツセンターに設置する施設

- (イ) スポーツ科学センター
- (ロ) 陸上競技場
- (ハ) 第二陸上競技場
- (ニ) 野球場
- (ホ) 軟式野球場
- (ヘ) ソフトボール場
- (ト) 庭球場
- (チ) サッカー・ラグビー場
- (リ) 体育館
- (ヌ) 弓道場
- (ル) 武道館
- (ヲ) 射撃場
- (ワ) 宿泊研修所

ロ 千葉県総合スポーツセンター東総運動場（以下「東総運動場」という。）に設置する施設

- (イ) 陸上競技場
- (ロ) 庭球場

- 五 前各号に掲げるもののほか、総合スポーツセンターの目的を達成するために必要な事業  
一部改正〔昭和三九年条例六三号・四一年五一号・四三年一二号・四五年二六号・四一号・  
四六年一七号・四七年三〇号・平成元年一四号・五年一三号・六年一三号・一三年三六号・  
一五年三四号・七〇号・七一号・一八年二七号・二〇年三九号〕

第五節の二 国際総合水泳場  
追加〔平成八年条例一一号〕

(目的)

第十八条の二 国際総合水泳場は、水泳に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の  
体位向上及び水泳技術の向上を図ることを目的とする。

追加〔平成八年条例一一号〕

(名称及び位置)

第十八条の三 国際総合水泳場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県国際総合水泳場	習志野市
追加〔平成八年条例一一号〕	

(業務)

第十八条の四 国際総合水泳場は、国際総合水泳場の施設の維持、管理及び使用並びに利用者に対する  
技術指導に関する事業を行う。

追加〔平成八年条例一一号〕、一部改正〔平成一七年条例七二号〕

## 第六節 博物館

全部改正〔昭和四五年条例二六号〕

(目的)

第十九条 博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うことを目的とする。

全部改正〔昭和四五年条例二六号〕、一部改正〔昭和六三年条例一五号〕

(名称及び位置)

第二十条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立美術館	千葉市
千葉県立中央博物館	千葉市
千葉県立現代産業科学館	市川市
千葉県立関宿城博物館	野田市
千葉県立房総のむら	印旛郡栄町

全部改正〔昭和四五年条例二六号〕、一部改正〔昭和四六年条例四四号・四八年三七号・四九年二七号・五〇年一八号・三二号・五四年一一号・六一年一四号・六三年四〇号・平成六年一三号・七年五九号・一五年四一号・一六年三五号・一七年一〇一号・一八年二七号・二〇年一九号・二一年二一号〕

(分館)

第二十条の二 千葉県立中央博物館に分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立中央博物館大利根分館	香取市
千葉県立中央博物館大多喜城分館	夷隅郡大多喜町
千葉県立中央博物館分館海の博物館	勝浦市

追加〔平成一〇年条例五〇号〕、一部改正〔平成一八年条例二七号〕

(業務)

第二十一条 博物館は、博物館法第三条第一項各号に掲げる事業を行う。

全部改正〔昭和四五年条例二六号〕、一部改正〔昭和六三年条例一五号・平成元年一四号・四年四三号・一七年七三号・一八年二七号〕

(博物館協議会)

第二十一条の二 博物館に博物館協議会を置く。

2 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 前項の委員の定数は、十人以内とする。

4 第二項の委員の任期は二年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前三項に定めるもののほか、博物館協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、知事が定める。

追加〔昭和四五年条例二六号〕、一部改正〔平成一八年条例二七号・二四年三三号・令和四年一号〕

## 第六節の二 青少年自然の家

全部改正〔令和二年条例四三号〕

(目的)

第二十一条の三 青少年自然の家は、団体生活を通じて青少年を自然に親しませ、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

追加〔昭和五四年条例三八号〕、一部改正〔令和二年条例四三号〕

(名称及び位置)

第二十一条の四 青少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立手賀の丘青少年自然の家	柏市
千葉県立水郷小見川青少年自然の家	香取市
千葉県立東金青少年自然の家	東金市
千葉県立君津亀山青少年自然の家	君津市
千葉県立鴨川青少年自然の家	鴨川市

注 令和二年一〇月二〇日条例第四三号で、令和八年四月一日から施行  
第二十一条の四の表中

「 千葉県立水郷小見川青少年自然の家 香取市  
千葉県立東金青少年自然の家 東金市 」  
を

「 千葉県立水郷小見川青少年自然の家 香取市 」  
に改める。

追加〔昭和五四年条例三八号〕、一部改正〔昭和六〇年条例三八号・平成四年七四号・九年七号・一六年五一号・一七年四四号・一〇一号・令和二年四三号〕

(業務)

第二十一条の五 青少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- 一 青少年の団体生活訓練に関すること。
- 二 青少年の自然観察、自然探究その他の自然に親しむ学習活動の指導に関すること。
- 三 青少年の体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。
- 四 青少年教育指導者の研修に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、青少年自然の家の目的を達成するために必要な事業  
追加〔昭和五四年条例三八号〕、一部改正〔平成三年条例二三号・一六年五一号・一八年二七号・令和二年四三号〕

第七節 削除

〔令和二年条例四三号〕

第二十二条から第二十四条まで 削除

〔令和二年条例四三号〕

第三章 職員

(職員)

第二十五条 法令に特別の定あるもののほか、第一条に掲げる各教育機関に事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。ただし、別に定める教育機関については、技術職員を置かないことができる。

- 2 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 3 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。  
一部改正〔昭和三八年条例七号・四〇年一九号・四八年一四号・五〇年三二号・平成一三年二〇号〕

第四章 補則

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、総合スポーツセンター、国際総合水泳場及び博物館について必要な事項は知事が、さわやかちば県民プラザ、図書館、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター及び青少年自然の家について必要な事項は、千葉県教育委員会が定める。

一部改正〔昭和三八年条例七号・四〇年一九号・四八年一四号・五〇年三二号・平成一三

年二〇号・令和四年一号]

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の条例は、廃止する。
  - 一 千葉県立図書館条例（昭和二十六年千葉県条例第二号）
  - 二 千葉県教育研究所設置条例（昭和二十九年千葉県条例第十二号）
  - 三 千葉県立栄養専門学院設置条例（昭和二十九年千葉県条例第十一号）
  - 四 富津海洋資料館条例（昭和三十年千葉県条例第四十二号）
- 3 この条例施行の際、現に設置されている教育機関は、それぞれこの条例により設置された相当の教育機関とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に設置されている教育機関の職員として在職する者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受けている給料をもつて、この条例により設置された教育機関の相当の職員となるものとする。
- 5 第二十五条の規定による職員については、同条の規定にかかわらず、当分の間、千葉県教育委員会の事務局職員をもつて充てることができる。

附 則（昭和三十三年三月三十一日条例第三号）  
この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年三月三十一日条例第十号）  
この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年三月五日条例第七号）  
この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年十月二十六日条例第六十三号抄）
- 1 この条例は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年四月一日条例第十九号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年十月二十一日条例第五十一号）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十二年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和三十九年三月三十日条例第十二号）  
この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年三月二十八日条例第二十五号）  
この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年一月二十七日条例第三号）  
この条例は、昭和三十九年二月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年四月一日条例第二十六号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月一日条例第四十一号）  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は、昭和三十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年三月十五日条例第十七号）  
この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月二十一日条例第四十四号）  
この条例は、昭和三十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年三月三十日条例第十五号）  
この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月二十日条例第三十号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年四月一日条例第十四号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年七月五日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月三十日条例第二十七号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年三月十七日条例第十八号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年七月二十一日条例第三十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、昭和五十年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月三十日条例第十三号）

この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月三十日条例第十三号）

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月十二日条例第十一号）

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年十二月二十四日条例第三十八号）

この条例は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十九日条例第十六号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月二十四日条例第十二号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月二十六日条例第十五号）

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十三日条例第四十一号）

この条例は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十六日条例第十一号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（教員養成所に係る部分に限る。）及び第二章第十節の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日条例第三十八号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十八日条例第十四号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月十日条例第十号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月二十八日条例第十五号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年十月十八日条例第四十号）

この条例は、昭和六十四年一月十一日から施行する。

附 則（平成元年二月二十三日条例第十四号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十七日条例第十五号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月七日条例第二十三号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第四十三号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年十二月九日条例第七十四号）

この条例は、平成五年一月一日から施行する。

附 則（平成五年二月十八日条例第十三号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二十九日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月十日条例第二十七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の教育機関設置条例第一条の規定により設置された養護教諭養成所は、平成八年三月三十一日において当該養護教諭養成所に在学している者が当該養護教諭養成所に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成七年十月十三日条例第五十九号）

この条例は、平成七年十一月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十五日条例第十一号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年二月二十一日条例第七号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年六月十九日条例第三十二号）

この条例は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則（平成十年十二月二十二日条例第五十号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十一年三月十二日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十一年三月十二日条例第二十号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十一年六月十五日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十三年二月二十三日条例第二十号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年七月六日条例第三十六号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十三年九月二十二日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第二十五号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日条例第三十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十五年三月七日条例第四十一号）

この条例は、平成十五年六月六日から施行する。

附 則（平成十五年十二月十九日条例第七十八号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第三十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成十六年十月十五日条例第五十一号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項中教育機関設置条例第二十一条の五第二項の改正規定は平成十七年四月一日から、同条例第二十一条の四の改正規定は平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年二月二十二日条例第三十号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成十七年二月二十二日条例第四十四号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年三月二十八日から施行する。

附 則(平成十七年四月八日条例第四十九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十五日条例第七十号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十五日条例第七十一号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十五日条例第七十二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十五日条例第七十三号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十五日条例第一百号抄)

(施行期日)

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第三条(中略)の規定 平成十八年三月二十日

四 第四条(中略)の規定 平成十八年三月二十七日

附 則(平成十八年三月三十日条例第二十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(千葉県さわやかちば県民プラザ設置管理条例の廃止)

- 2 千葉県さわやかちば県民プラザ設置管理条例(平成八年千葉県条例第二十五号)は、廃止する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

- 3 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成十九年三月十六日条例第二十八号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年三月二十八日条例第十九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。  
(使用料及び手数料条例の一部改正)
- 2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成二十年七月十八日条例第三十九号)  
(施行期日)
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(使用料及び手数料条例の一部改正)
  - 2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成二十一年三月六日条例第二十一号)  
(施行期日)
    - 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。  
(使用料及び手数料条例の一部改正)
    - 2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成二十四年三月二十三日条例第三十三号)  
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。  
附 則(令和二年十月二十日条例第四十三号)  
(施行期日)
      - 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項の規定は、令和八年四月一日から施行する。  
(千葉県県立青年の家の管理等に関する条例の廃止)
      - 2 千葉県県立青年の家の管理等に関する条例(平成十九年千葉県条例第五十五号)は、廃止する。  
(千葉県県立少年自然の家の管理等に関する条例の一部改正)
      - 3 千葉県県立少年自然の家の管理等に関する条例(平成十九年千葉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(千葉県県立青少年自然の家の管理等に関する条例の一部改正)
      - 4 千葉県県立青少年自然の家の管理等に関する条例の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(令和四年三月二十五日条例第一号抄)  
(施行期日)
        - 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 10 この条例の施行の際第二条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は千葉県教育委員会規則(以下「法令等」という。)の規定により千葉県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により千葉県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により知事がした処分その他の行為又は当該規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。